

平成26年第4回箱根町行財政改革有識者会議 会議報告書

日 時：平成27年2月16日（月曜日）15:00～17:35
場 所：箱根町役場分庁舎4階 第5会議室
出席者：【箱根町行財政改革有識者会議】
田中啓座長、勝俣伸委員、佐々井力二郎委員、
杉山隆寛委員、田代恭子委員、根布眞美子委員
【箱根町】
勝俣副町長兼総務部長事務取扱、勝俣企画観光部長、
栢沼企画課長、鈴木財務課長、吉田財務課副課長、
村山企画課副課長、鈴木
（ヒアリング出席者）
税務課：勝俣税務課長、一寸木専任課長、小川収納係長
健康福祉課：八木健康福祉課長、田澤高齢福祉係長

1 会議の概要

- (1) 開会
- (2) 座長あいさつ
- (3) 議題
 - ア 箱根町行政改革大綱推進計画等の取組状況の検証について（資料1）
 - イ 箱根町行政改革大綱推進計画の評価結果（1/26 実施分）について（資料2）
 - ウ その他
- (4) 閉会

2 議事の概要

- (1) 箱根町行政改革大綱推進計画等の取組状況の検証について
事務局から、資料1に基づき検証の進め方等について説明した。
その後、スケジュールに沿って、各取組項目の主管課が、「箱根町行政改革大綱推進計画の取組状況確認表」等の資料に基づき事業概要を説明したうえで、有識者会議委員と質疑応答を行った。
 - ア 収入未済金の削減【税務課】
（主な意見等）
 - ・徴収率の向上については、画期的な手法はないことから、いろいろな手段を地道に積み重ねていくことが必要な分野である。
 - ・徴収するための費用対効果という視点もあるため、どこまでやる

かの線引きは難しい。

イ 広告収入・ふるさと納税などの税外収入の増加【企画課】

(主な意見等)

- ・平成16年度に専門部会の検討結果が出されていながら、その後の使用料等の改定がほとんど進捗していない。
- ・以前、町の保育料が極端に低かったときに、町議会等にも理解を求め、段階的に料金改定をしたことがあった。このように他の使用料等も同様に料金改定を行うことは可能であるにも関わらず、今回も調査研究だけで終わってしまったことは残念である。
- ・内部でルール化を図り、使用料等を改定することはいいが、ルールを待っていると、さらに料金改定が遅れる懸念がある。
- ・公共施設の有効利用という観点から、民間利用を促進することも一つの手法である。

ウ パブリックコメントの実施【企画課】

(主な意見等)

- ・現状では、自治体がパブリックコメントを実施することは当然であり、特に珍しいことではない。
- ・パブリックコメントについては、案を公表することと、町民の意見を聴取することの2つの要素があり、町は案の公表に重点を置いているように感じるが、せっかく実施するのであれば、もっと意見を聴取する方策を検討すべきである。
- ・目標設定については、ただ「パブリックコメントを実施する」というだけでなく、町民からの多くの意見を募集するための意欲的な目標設定が必要である。
- ・パブリックコメントを実施しただけでは、町民に説明したことにはならないため、いろいろな手法を組み合わせることが大切である。
- ・町民への周知にあたっては、メールマガジンを活用することもコストをかけない一つの手法であるため、すぐにでも実施していただきたい。

エ 多様化する福祉分野の行政サービスについて【健康福祉課】

(主な意見等)

- ・職員の削減も大切であるが、福祉分野においては人材の確保も急務である。
- ・職員の適正配置については、福祉分野に限らず、全庁的な課題として対応していく必要がある。
- ・国の政策は、理想的なものが示されているが、実際に、町が実施しようとする、有資格者等の人材不足が課題になってくる。

- ・県内市町村と比べても、町は特に高齢化率が高く、今後、他市町村からも注目される可能性があるため、高齢化対策は重要なテーマである。

オ 箱根町財政健全化プラン【財務課】

(主な意見等)

- ・単年度の削減額を算出することは理解できるが、5年間の削減額の実績を積み上げて、これだけ削減したという整理の仕方はあまり意味がない。
- ・経常的経費 19 億円以内の取組項目について、事務の効率化等による経費節減を目的としているが、資料には、予算額しか記載がないため、実際の決算額も踏まえて検証すべきである。
- ・町は、新税の導入を念頭にもっているようであるが、当面、この有識者会議では、これまでの行財政改革の取組状況を確認する役回りに徹し、新税導入そのものの議論はしないものと考えている。

- (2) 箱根町行政改革大綱推進計画の評価結果(1/26 実施分)について事務局から、資料 2 に基づき、資料構成や評価結果の概要について説明した。

なお、評価結果については、今後、有識者会議の成果物として公表していくことから、評価結果の内容(評価、コメント及び意見)に修正がある場合は、後日事務局まで報告してもらうこととなった。